

【重要】

緊急事態宣言の対象区域の追加や、実施期間が延長されたことなどを踏まえ、各大学におかれては、大学入学者選抜における新型コロナウイルス感染症対策等について、改めて徹底して下さるようお願いいたします。

事務連絡
令和3年8月18日

各国公私立大学 入試担当部署 御中

文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室

令和4年度大学入学者選抜における感染症対策の徹底等について（依頼）

令和3年8月17日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置について、その対象区域の追加や、実施期間を9月12日まで延長することについて決定されたところです。

このことについて、各大学においては、感染症対策に万全を期して9月から出願が始まる総合型選抜の準備を進めていただいていることと存じますが、改めて「令和4年度大学入学者選抜実施要項」（令和3年6月4日付け3文科高第284号文部科学省高等教育局長通知）に定める「第14 新型コロナウイルス感染症対策に伴う試験期日及び試験実施上の配慮等」について、適切に対応するとともに、「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和3年6月4日大学入学者選抜協議会決定）に基づき、新型コロナウイルス感染症への対策の徹底をお願いします。

また、大学院入学者選抜及び編入学試験においても、今般の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象区域の追加や、実施期間が延長された状況を踏まえ、感染症対策や受験生への十分な配慮等について適切に対応するようお願いいたします。

【本件連絡先】

高等教育局大学振興課大学入試室入試第三係
岡・半井野・上田

TEL：03-5253-4111（内線：2469, 4902）

e-mail：gaknyusi@mext.go.jp